

第2期行政実施計画

施策の方向と主な取り組み

1. 計画策定の趣旨

この計画は、第6次菰野町総合計画における基本構想で描いた将来像や基本目標の実現に向け、分野別目標で示した「目指す方向」に沿って、取り組むべき内容を「施策の方向」として示します。その施策の方向を踏まえ、社会情勢や事業実施状況の変化についても考察した上で、取り組むべき主要な施策、事業を「主な取り組み」として明らかにし、計画的な行財政運営を実現するため、毎年度の予算編成及び事務執行の指針を、「行政実施計画」として策定することにより、切れ目ない、行政運営を目指します。

2. 計画の期間

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

みんなで取り組む住民自治のまちづくり

施策の方向

主な取り組み

① コミュニティ意識の向上を図ります

- ・住民が地域を思う心を育み、住民自治や地域づくりの活動に積極的に参加できる体制の整備や、地域社会の中で、協働により進める取り組みの意義や重要性といったコミュニティ意識を高めるための情報提供や啓発活動の充実を図ります。
- ・より効果的な地域連携体制の構築や地域が一体となって取り組むことのできる地域活動のしくみづくりを検討し、コミュニティ意識の向上及び地域の一体感の高揚を図ります。

② 住民自治団体の充実を図ります

- ・自治会などの主体的な活動が活発化するよう支援を行うとともに、それぞれの身近な地域での活動に関する情報提供や情報交換の機会をつくり、団体間の連携を図るなどして、住民自治活動の充実を図ります。

③ ボランティア・NPO 団体との連携を図ります

- ・テーマに応じて活動する団体やグループの自主的な活動が展開されるよう情報発信や場の提供などの支援を行うとともに、自治会、住民活動団体、行政が相互に連携を図り、住民協働によるまちづくりを行います。なお、時代に合わせたボランティアのあり方や活動が活性化するためのしくみづくりを検討していきます。

地区行事支援事業（②④）

区が自主的、主体的な住民自治活動を活発に行えるよう、区民の交流、親睦及び環境保全等を目的として実施する行事などの運営を支援します。

竹永地区コミュニティセンター整備事業（④）

将来にわたって持続できる施設として、竹永地区コミュニティセンターの施設整備の手法等を検討します。

その他関連する主な事業等

- ・ハーフマラソン開催支援事業（①）
- ・高齢者健康増進施設等利用補助金交付事業（②）
- ・健康づくり推進事業（③）
- ・スポーツ教室開催事業（③）
- ・文化財保護活用事業（③）
- ・地区公園整備事業（④）

④ 自治活動環境の充実を図ります

- ・地域のことは地域で話し合い、課題解決に結びつけられるよう地域住民の話し合いの場づくりなど協働のしくみづくりや連携のきっかけづくりの支援を図ります。
- ・自治会、住民活動団体、行政が相互に連携を図り、住民協働によるまちづくりを行います。
- ・地区の実情に応じて必要となる機能を充足した施設整備を検討していきます。



施策の方向

主な取り組み

① 情報発信の充実を図ります

- ・まちの情報がタイムリーに行き届くよう広報紙やホームページの内容を随時見直し、SNS などソーシャルメディアも活用し広報活動の充実を行うことで、町政に興味関心を持っていただき、まちづくりへの参加意欲が高まるような情報発信に努めます。
- ・町内外へ情報を分かりやすく効果的に発信するため、情報発信の対象に応じた多面的な媒体の活用とともに情報発信に対する基準の明確化や職員の意識の共有化に努めます。
- ・誰もがホームページを利用しやすいようにするため、アクセシビリティ¹に配慮します。さらに、デジタルデバイド²解消のため高齢者や障がい者等に配慮し、誰もが ICT の恩恵を享受できる情報バリアフリー環境の実現を目指します。

② 住民意向の把握に努めます

- ・町政に住民の声を反映させるため、町政モニター制度などの広聴活動の手法を随時見直すとともに、各種計画策定時における公募委員の参画やアンケート調査の活用を努めます。

③ 情報公開を推進します

- ・行政の透明性を高めるため、住民からの情報公開請求に対し、個人情報保護を徹底した上で、制度に基づき的確かつ迅速な情報公開を行います。
- ・保有するデータのオープンデータ化により、行政の効率化と透明性の向上などを推進します。
- ・適正な公文書の管理体制の構築に努めながら、セキュリティポリシー³の順守に努めます。
- ・社会保障・税番号制度に伴う特定個人情報を含む個人情報等を保護するため、情報資産の機密性・完全性・可用性を確保し、情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

ホームページ更新事業 (①)

閲覧者にとってよりわかりやすいホームページとなるよう、町ホームページを制作・管理するシステムの更新を行います。

町民アンケート調査の実施 (②)

町行政の各分野での町民ニーズを把握し、各種計画策定や町政運営に町民の意見を反映していくために、町民アンケート調査を実施します。

パブリックコメント制度の運用(②)

町の重要な計画、条例等の意思決定過程における町民等の参加機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、町民等との協働による町政の推進に寄与することを目的として実施します。

その他関連する主な事業等

- ・広報こもの・おしらせ版発行 (①)
- ・ホームページの運用 (①)
- ・菟野町アプリの運用 (①)
- ・町政モニター制度の実施 (②)
- ・公文書公開請求制度に基づく情報公開(③)
- ・オープンデータの公開 (③)



効率的で責任ある財政運営

施策の方向

主な取り組み

① 健全な財政運営に努めます

- ・健全化判断比率等の財政指標や地方公会計制度に基づく財務書類などを通じて、コスト意識を高め、事業の重要性や緊急性、トータルコストから予算配分を行うなどして、健全な財政運営に努めます。トータルコストにおいては、公共施設におけるLED照明への改修等、初期投資が必要であっても、後年度に発生する費用を含めて経済性の比較を行った上で事業の選択をすることで、財政負担の軽減につなげます。さらに、限られた財源を有効活用するため、PDCAサイクル⁴に基づき、業務内容を検証し、業務の再編・廃止・統合を行い、業務の無駄の見直し及び効率性の向上を図ります。また、費用対効果に照らして財源の重点的配分に努めるとともに、広域的な連携を行うことで経費削減の可能性を検討するなど、限られた予算を有効に活用し、財政面での好循環につなげるための施策に取り組みます。
- ・各種施策により地域の活性化を図ることで、企業進出を促進し、人口減少に歯止めをかけ、持続可能な行財政運営につなげていきます。

関連する主な事業等

- ・公共施設再生可能エネルギー等導入事業 (①)
- ・土地区画整理事業支援事業 (①)
- ・庁舎長寿命化事業 (②)
- ・町営住宅長寿命化改善事業 (②)
- ・斎場施設長寿命化事業 (②)
- ・幼保園長寿命化事業 (②)
- ・清掃センター施設長寿命化事業 (②)
- ・保健福祉センター長寿命化事業
- ・橋りょう長寿命化修繕事業 (②)
- ・主要生活道路整備事業 (②)
- ・生活道路整備・改良事業 (②)
- ・図書館長寿命化事業 (②)
- ・議場映像設備等改修事業 (②)
- ・広告掲載による財源確保事業 (③)
- ・公有財産、不用物品売却事業 (③)
- ・企業版ふるさと納税推進事業 (③)
- ・ふるさと応援寄附金事業 (③)
- ・地方公共団体情報システム標準化・共通化に係るシステム更新事業 (③)

② 公共施設等の長寿命化を図ります

- ・将来の人口動向や財政状況に応じた公共サービスを安全かつ持続的に提供するため、長期的な視点を持って、公共施設ごとの個別計画において更新・長寿命化など計画的な施設整備を行い、財政負担の縮減・平準化を図ります。
- ・町が保有するインフラ資産に関しては、更新費用不足額と将来的な人口減少を踏まえ、必要かつ適切な維持管理に努めるとともに、予防保全的管理によりインフラ資産の寿命を延ばし、更新費用を抑えることでライフサイクルコストの低減等を図るとともに、それらの検討結果によっては公共施設等の統合や廃止も図っていきます。

③ 財源の確保に努めます

- ・将来的に安定した財政運営実現のため、地方税や地方交付税の安定的な確保に努めるとともに、国や県からの交付金などを有効に活用します。
- ・自主財源の確保を図るため、適正な賦課に向けて課税客体を的確に把握するとともに、その時代に即した納付環境の整備を行うことなどにより収納率の向上を図り、税金の使い道やしゅくみを広報することによって納税意識の高揚を図ります。
- ・公共施設の使用料、手数料の適正化や、公有財産等売却の検討など、職員がコスト意識を持つことにより、新たな財源の確保に努めます。
- ・システム最適化による業務改革の推進を図り、自治体クラウドなどによるシステムのカスタマイズ抑制など、コスト削減による財源確保に努めます。



信頼される行政運営

施策の方向

① 行政運営の質の向上を図ります

- ・厳しい行財政環境の中で、行政サービスの質を維持、向上させるため、各種計画の策定や予算編成に際し、事業の効果や優先度を見極め、必要な事務事業の精査に努めます。
- ・計画の総合的な進行管理を行うため、住民満足度に照らして施策の効果을把握し、町政運営に反映させます。
- ・行政構造の見直しを進め、民間にできることは民間に委ねることを基本として、専門性や費用対効果を見極めながら、行政と民間の適切な役割分担のもと、積極的に民間活力の導入を推進します。
- ・町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図り、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、より効果的な方策を適切に選択しながら、電子自治体化に努めます。

② 組織機構の適正化と職員の育成を図ります

- ・より複雑化する行政需要に対応できるよう、常に必要な業務体制を把握し、計画的な職員採用を行うとともに、適正規模の定員管理を行います。また、人事評価制度に基づく適材適所の職員配置を行い、さらに定年延長による高齢期職員の活用など、より効果的、効率的な組織体制の構築を図っていきます。
- ・職員の意識や資質の向上においては、職員それぞれに適した職員研修を行うとともに、人事評価制度による職員間での更なる人材育成の充実に努めていきます。また、ストレスチェックの実施等、産業医を含めて組織的な未然のケアを実施し、労働安全衛生活動の向上による業務効率の向上を図ります。

主な取り組み

関連する主な事業等

- ・文書管理・電子決裁システム導入事業 (①)
- ・人事評価制度の実施 (②)
- ・職員スキルアップ研修 (③)
- ・証明書コンビニ交付促進事業 (③①)
- ・四日市地区広域市町村圏協議会 (④)
- ・災害時相互応援協定 (④)

③ 窓口サービスの充実を図ります

- ・窓口対応における職員の接遇力向上を図るため、人事評価制度における職員相互の育成指導や職員研修を引き続き実施していきます。また、住民の更なる利便性向上のため、デジタル社会の進展を背景とした各種手続きや申請のオンライン化及び簡略化、各種手数料等納付環境の拡充など行政手続きにおけるサービスの充実を図るとともに、障がい者、高齢者や外国人などあらゆる人に配慮した環境整備やコミュニケーション手段の充実などに努めます。

④ 広域連携を推進します

- ・広域で取り組むべき課題かどうかを費用対効果の面や相乗効果が期待できる施策、事業かを検討し、広域連携の有効性を適切に判断します。なお、連携対象自治体の情勢を的確にとらえた上で、地域資源や機能の相互の活用と補完に取り組むことにより、効果的な広域連携となるよう検討を行います。



施策の方向

主な取り組み

① 先進技術の活用を図ります

- ・限られた予算、人材を有効に活用し、質の高い住民サービスを提供するため先進技術の積極的な活用に努めます。なお、先進技術の活用により、事務の効率化を図ることを常に意識しながら業務にあたるとともに、人手不足や災害対応などで抱える課題に対し、解決を図る方法の一つとして検討をしていきます。
- ・国においてデジタル改革推進のためデジタル庁の設置が進められており、当町においてもデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、国が推進するデジタル改革に対応していきます。
- ・庁内横断的な地理空間情報システム（統合型 GIS）などを活用することで、業務の効率化や情報共有の迅速化に努めます。なお、地理空間情報をオープンデータとして公開することで、住民サービスの向上につなげます。

② ICT 教育の充実と ICT の活用を図ります

- ・ICT 教育については、「令和 2 年度菟野町学校教育指導方針」の「確かな学力と社会参画力の育成」において方向性を示している、「ICT 環境の整備」、「ICT 活用指導力の向上」、「児童生徒の情報活用能力の育成」、「情報モラル教育の推進」についての取り組みを進めます。
- ・ICT を基盤とした先端技術や、そこから得られる教育ビッグデータ⁵を効果的に活用するための ICT 環境の整備を進めます。
- ・児童生徒の情報活用能力の育成については、教職員の ICT 活用指導力向上、児童生徒一人に一台の端末の活用など、総合的に推進します。

関連する主な事業等

- ・文書管理・電子決裁システム導入事業（①）
- ・無人航空機（ドローン）活用事業（①）
- ・地域の宝デジタル活用事業（①）
- ・議場映像設備等改修事業（①）
- ・窓口外国語対応事業（①）
- ・救急情報伝送システム整備事業（①）
- ・学校 ICT 教育推進事業（②）
- ・児童生徒用タブレット端末整備事業（②）

※この項目については、今後あらゆる事業において効果的な方法がないか常時検討していきます。



危機管理の強化

施策の方向

① 非常事態下における体制を構築します

- ・業務継続計画（BCP）の運用に努め、組織的かつ的確に対応できる危機管理体制を構築します。感染症がまん延する状況においても行政機能を維持するため、前もって、非常事態下における職員の勤務体制の整備や、来庁者や職員間の感染拡大防止を図るための環境整備に努めます。また、システムのクラウド化等により災害時における業務継続性の確保を目指します。
- ・保育園や学校については、災害発生時に適切な状況判断ができるような体制づくりに努めるとともに、授業の進捗に影響を出さないようサポートできる体制を検討していきます。また、感染症発生時など細心の注意が必要な状況や登校が困難な状況下においても、ICTを活用するなどして、児童、生徒の学びに影響が出ないような体制を構築していきます。

② 平時の備えを強化します

- ・災害や感染症、サイバー攻撃などの様々な危機に対し、最善の方策が取れるよう危機管理体制の構築を進めた上で、住民に対し、被害を最小限に抑えられるよう対応策などを周知していきます。町や各区における災害時の備蓄の種類、量を周知することにより、住民がどの程度、自分たちで備える必要があるかを検討できるよう、情報発信に努めます。
- ・感染症発生時においても、迅速かつ的確な感染症拡大防止対策ができるように、平時から職員の意識向上を図り、住民に対し平時の備えの必要性について啓発を推進していきます。

主な取り組み

業務継続計画(BCP)に基づく非常時への備え(①)

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定め、災害発生時に、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することを目指します。

防災マップ運用事業(②)

三重県が県管理河川の洪水浸水想定区域等を指定した場合に、洪水時等の危険な範囲を示すことで、災害時の意識の向上を図るとともに、町民の適切な避難行動につなげるため、防災マップを必要に応じて更新を行い、その周知に努めます。

その他関連する主な事業等

- ・感染症予防事業（②）
- ・平時の備えの充実に向けた周知、啓発活動(②)



施策の方向

主な取り組み

① 地域防災活動の促進を図ります

- ・住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、災害が発生した際にも的確な判断に基づき行動できるよう防災に関する知識の普及、啓発を図り、地域における防災計画等の作成を促進します。
- ・災害発生直後の救出救護、初期消火など、地域住民の主体的な防災活動を先導するため、進んで活動にあたる防災リーダーの資質の向上を図るとともに、防災ボランティアの育成を図ります。
- ・住民自らが被害を防止、軽減できるよう地域及び事業所単位での自主防災組織の育成、支援を図るとともに、そのネットワークの強化を促進します。
- ・要配慮者などに対する防災対策を支援するとともに、避難行動要支援者を把握し、地域における支援者間での共有を図ります。

② 災害時の連携・応援体制を確立します

- ・災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう「菰野町地域防災計画」に基づき体制整備を推進するとともに、町民総ぐるみの総合的な防災訓練の実施を図ります。
- ・救出救護活動を強化し、早期に復旧が進められるよう、町内の団体、事業所等との応援協力協定を結ぶとともに、大規模な災害に備えて、広域的な相互応援体制の構築を行います。

避難所マンホールトイレ整備事業 (③)

避難生活におけるトイレの環境悪化に伴う災害関連死を低減するため、指定避難所（朝上小学校、八風中学校）にマンホールトイレを整備します。

木造住宅耐震化事業 (④)

予想される大規模地震への備えとして、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や補強設計、耐震補強工事に対する助成を行います。

要配慮者対策促進事業 (④)

高齢者や身体障がい者世帯への家具転倒防止器具の配付や設置を行い、地震発生時における安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業(ため池整備) (④)

ため池の耐震診断を行い、防災機能の現状を把握するとともに、必要な耐震工事を行うことで災害による被害の低減を図ります。

危険樹木事前伐採事業 (④)

台風等の倒木により、ライフラインが寸断されることを未然に防止するため、倒木の恐れのある樹木の事前伐採を行い、町民の安全安心な暮らしを守ります。

③ 災害時の避難体制を確立します

- ・防災マップなどを活用しながら町内各地の避難所及び避難路の周知徹底を図ります。各家庭での災害時の備えについては、自助により備蓄すべき物資についての周知を図ります。
- ・観光地における避難方法や避難経路について、関係機関と検討し、避難体制を確立することで、安全、安心な観光地となるよう努めます。
- ・災害の発生時に迅速に避難できるよう、情報収集や関係機関との連携などを行いながら、正確な情報を様々な情報発信ツールにより迅速に周知を図ります。その一つとして、河川監視カメラにより、水位や状況を常時監視するとともに、住民が避難を判断する目安となるよう、その映像を公開し、それを広く周知し、住民の自主的な避難を促進します。
- ・避難所や防災拠点における、備蓄品、防災資機材、感染予防対策などの充実、通信手段確保など防災機能の強化、避難者のための連絡手段確保について、要配慮者への配慮をした上で進めることで、避難生活に対応する体制の構築を推進します。
- ・避難時における感染症対策については、分散避難などの新たな避難方法や、避難所運営体制についても、あわせて検討し、周知を図ります。
- ・被災者に対する医療、精神的ケアが確保されるよう、救援ボランティアの受け入れ体制の検討や関係機関との連携を図ります。

④ 災害に強いまちづくりを推進します

- ・災害に強いまちづくりには、一人一人が防災意識を高め、地域防災活動への参画や一般住宅の耐震化を図るなど減災に向けた備えの充実を図ることが重要であるのに対し、その基盤をつくるには、行政が大きく役目を果たすことが重要であるため、公共施設等の耐震性の強化を推進するとともに、ライフライン強化に関わる関係機関との連携体制の構築に努めていきます。
- ・避難路や受援体制確保等のため道路整備や橋りょうの維持管理等を行うとともに、近年局地的な短時間強雨が頻発していることから、必要に応じた浸水対策に努めます。
- ・避難経路における家屋倒壊を防ぐための空き家対策等を進めるとともに、一般住宅の耐震化、空き家の適正な管理、狭あい道路の拡幅整備促進や災害時に避難所となる地区公園整備などの防災・減災対策について啓発や支援を図ります。

緊急浚渫推進事業（⑤）

町管理河川の堆積土砂の掘削、撤去を行い、河道閉塞を未然に防ぎ、災害発生を抑制します。

調整池維持管理委託事業（⑤）

調整池機能の維持保全のため、調整池内に繁茂した植物及び堆積物の除去を行います。

その他関連する主な事業等

- ・防災リーダー研修の実施（①）
- ・水防訓練、町民総ぐるみ総合防災訓練の実施（①）
- ・各種救命講習会等の開催（①）
- ・地区公園整備事業（④）
- ・空家等対策事業（④）
- ・水道ビジョン推進事業（ライフライン機能強化事業他）（④）
- ・橋りょう長寿命化修繕事業（④）
- ・生活道路整備・改良事業（④）
- ・主要生活道路整備事業（④）
- ・地球温暖化対策事業（④）
- ・みえ森と緑の県民税市町交付金事業（④⑤）
- ・森林経営管理事業（④⑤）

⑤ 治山・治水対策を推進します

- ・土石流や河川の氾濫などによる災害を未然に防止するため、町が管理する河川については、堆積土砂等の撤去を行い適正な維持管理に努めるとともに、土砂災害防止法に基づく区域指定を受けた箇所については、予防事業の推進を国、県など関係機関に強く働きかけます。
- ・土砂や流木を流さない、災害に強い森林づくりに努めます。



消防・救急体制の強化

施策の方向

① 火災予防を推進します

- ・事業所の防火管理対策強化を支援するとともに、立入検査や危険物安全対策を推進します。
- ・住宅防火対策に関する広報活動を実施し、町民の防火意識の高揚を図り、住宅用火災警報器の未設置世帯における設置の促進と、設置済世帯における維持管理の促進を図ります。

② 消防体制を強化します

- ・多様化する災害等の発生に対応するため、常備、非常備の消防体制の強化に努め、3消防本部による通信指令事務（消防指令センター）共同運用をはじめとした、消防の広域連携、協力体制の充実強化に取り組み、消防力を維持向上させるため、消防施設、車両、装備や消防水利の計画的な整備を推進します。また、災害現場においては、より安全に迅速な対応にあたるよう先進技術の導入など体制強化を図ります。
- ・消防体制の重要な役割を担う消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団に対する理解を深めることに重点をおいた広報活動を展開します。

③ 救急体制を強化します

- ・救急救命士の養成と救急隊員の研修の充実、地域メディカルコントロール協議会との連携強化など、救急業務の高度化を図ります。
- ・当町の救助事案で約半数を占めている山岳救助の技術向上と出動体制づくりの強化に努めます。
- ・地域住民、事業所による応急手当の普及推進を行い、AED（自動体外式除細動器）設置の促進及び貸出事業の推進を図り、「救命の連鎖」による救命効果を高めます。
- ・地域医療体制の維持、継続のため救急車の適正利用についての広報及び啓発活動と、事故等の未然防止を図る「予防救急」の取り組みを推進します。

主な取り組み

消防庁舎整備事業（②）

社会情勢の変化による消防体制のあり方に対応し、消防業務の拠点機能を維持、拡充するため、消防庁舎の整備を行います。

消防車両整備事業（常備/非常備車両）（②）

安定した消防力を確保するため、消防救急車両の更新を行います。

無人航空機（ドローン）活用事業（②）

ドローンの導入と操作員の養成を行います。

救急情報伝送システム整備事業（③）

救急活動の ICT 化による高度救命処置に必要な資器材の整備及び更新を行い、救急業務の高度化を図ります。

その他関連する主な事業

- ・火災予防対策推進事業（①）
- ・消防団支援事業（②）
- ・応急手当普及啓発及び AED 設置促進事業（③）
- ・救急業務高度化事業（③）
- ・救急車適正利用啓発事業（③）
- ・山岳救助体制および連携強化事業（③）
- ・119 番映像システムの運用（④）
- ・消防指令システム整備事業（④）

④ 消防指令システムを整備します

・共同運用の消防指令センターの消防指令システムを更新し、消防・救急指令が的確かつ速やかに展開できるよう次世代高速通信など最新の情報通信技術を活用した消防指令システムの強化を図ります。



施策の方向

主な取り組み

① 交通安全意識の高揚を目指します

- ・交通ルールの順守やマナーアップに向けた啓発を充実させるとともに、高齢者や小中学生、児童幼児などを対象に交通安全に対する啓発の充実に向けて、交通安全協会などの関係機関と連携し、指導体制の強化を図ります。

② 交通安全環境を整備します

- ・交通事故の発生を抑えるため、幅員狭小区間の解消や歩行空間の確保などに努めるとともに、車両、歩行者双方の安全性充実に努めます。
- ・新たな道路網の整備などによる交通環境の変化に応じ、交通事故危険箇所の把握に努めるとともに、通学路などを中心にカーブミラー、路面標示等の交通安全施設、道路や信号機などの整備を関係機関と連携し促進します。

交通安全街頭指導の実施 (①)

歩行者、自転車、自動車など、それぞれが安全に安心して通行できるように、交通安全協会や警察などと連携し街頭指導を実施します。

交通安全啓発活動の実施 (①)

町民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故防止に取り組むとともに飲酒運転根絶を目指し、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し啓発活動を実施します。

その他関連する主な事業

- ・交通安全施設の整備、交通安全対策工事 (②)
- ・カーブミラー、ガードレール修繕事業 (②)



みんなで取り組む防犯対策の推進

施策の方向

主な取り組み

① 防犯意識の高揚を目指します

- ・防犯意識を高めるため、犯罪や不審者等に関する情報を、様々な媒体を活用して適切かつ速やかに住民に発信するなど住民への啓発を図ります。

防犯意識向上のための啓発活動 (①)

防犯意識向上のため、防犯委員会や警察と連携し啓発活動を実施します。

② 地域防犯活動の促進を図ります

- ・防犯協会、防犯委員会などの関係機関と連携し、地域のつながりを強くすることが、犯罪の減少、そして安全な地域社会形成につながることから、地域ぐるみでのパトロール活動などを支援、促進します。

町防犯委員会に対する支援 (②)

町防犯委員会は、町内の防犯灯の設置、子どもへの防犯啓発活動、年末防犯パトロールなどを実施します。町防犯委員会への支援を通じて、安全で安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

③ 防犯環境を整備します

- ・夜間における安全な環境を創出し、犯罪を抑止するため、LED照明による防犯灯の設置など防犯施設の整備に努めます。
- ・特殊詐欺被害について、警察と連携し、啓発活動を行った上で、特殊詐欺の被害防止に向けた機器の整備を促します。

自主防犯組織への支援 (②)

地域の防犯力の向上を目指し、青色回転灯を使用した車両での見回りを行う、自主防犯組織への支援を行います。

特殊詐欺防止機器設置補助事業 (③)

巧妙化する特殊詐欺等の犯罪から高齢者を守るため、録音機能や自動着信拒否機能等を有した詐欺防止機器の設置の推進を図ります。また、警察と連携し、地域行事において啓発を行うことで防犯意識の向上に努めます。

その他関連する主な事業

- ・防犯灯維持管理事業 (③)

策
 実施計画
 Plan
 基本目標
 共通
 基本目標
 1
 基本目標
 2
 基本目標
 3
 基本目標
 4



消費者保護対策の推進

施策の方向

① 消費者意識の高揚と消費者団体の育成を支援します

- ・消費者自らの主体的、合理的な消費行動を促進するため、消費生活トラブルなどに関する最新の情報提供を進めるとともに、各年齢層に応じた啓発を行い、消費者としての意識高揚を図ります。
- ・消費者問題に対する意識や知識を住民に広く普及するため、消費者問題に取り組む団体・グループの育成、支援を図ります。

② 消費生活相談体制の充実を図ります

- ・住民からの相談や苦情に対応するため、消費生活センターなどと情報共有し、相談窓口としての機能の充実に努めます。
- ・判断力におとろえが見られる消費者への相談、支援を行うため、関係機関と連携を図ります。

主な取り組み

「消費生活くらしの会」の活動支援(①)

消費者問題に対する意識啓発や知識の普及に取り組んでいる「消費生活くらしの会」への活動支援を行います。

消費者生活相談(②)

消費生活における商品やサービス、契約等に関する相談を受け、関係機関と連携を取りながら、円滑で迅速な解決を図るための助言や情報提供を行います。

北勢地域若者サポートステーション菰野町出張相談会(②)

働くことに踏み出したい若者たちと向き合い、職場定着するまでをバックアップする厚生労働省委託の支援機関が実施する相談会の開催を支援します。

よろず支援拠点市町相談窓口(②)

小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業の売上拡大、経営改善など経営上のあらゆる相談、創業予定の方の相談に対応するため、国が設置する相談窓口を役場に開設します。



子育て、子育てをみんなで支える環境づくり

施策の方向

主な取り組み

① 子どもの育ちを支える地域社会をつくります

- ・地域の育成力を高めるため、地域全体で子どもを見守り育む意識の啓発を図るとともに、地域の子育て経験者や子育てに意欲のある住民の自主的な活動を支援し、世代間の交流を促進します。
- ・子どもたちが放課後や休日に地域で安心して集まり、遊びや自主的な活動ができるよう屋内外における安全安心な居場所づくりを促進します。
- ・子育てと仕事を両立できるよう育児休業制度の普及、啓発を図り、男性も女性もともに子育てに関わっていけるよう子育て環境づくりに配慮します。
- ・子どもの育ちを身近な地域で支えあえる体制づくりを充実させます。

② 相談、支援と情報提供の充実を図ります

- ・各種子育て支援施策等の充実を進めるとともに、子育て世代が必要とする情報を知ることができ、多くの方に利用されるよう情報提供を行います。
- ・子育て支援を充実させるため、拠点施設である子育て支援センターけやき、北部子育て支援センターの機能充実を推進し、世代間の交流を促進するとともに、より地域に根ざした支援活動に取り組めるよう各地区の保育園、幼保園に出張して相談、支援活動を行います。
- ・社会的、経済的、精神的に不安定な状態に置かれがちな一人親家庭、外国籍の親子や支援を必要とする子どもの保護者などに対し、子どもの養育問題や経済的な不安を解消するため、関係機関との連携を図りながら、相談や指導、経済的自立のための支援を行います。

子育て地域支援事業 (①)

地域の子育て支援の一環として、身近な場所で保護者同士の交流を深め、地域で孤立する親子をなくすことを目的に、保護者主体の子育てネットワークの充実を図る活動を支援します。

子育て支援センター事業 (②)

地域において子育て家庭の保護者と子どもの交流等を促進し、育児不安や子育ての悩みを緩和し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

妊娠出産支援及び母子の健康増進事業(④)

(妊婦歯科健診)

妊婦を対象に歯科医療機関で歯科健診を実施し、妊婦の口腔内の健康管理を行い、流産のリスク軽減と次代のう蝕予防に努めます。

(1か月児健診)

生後1か月児の健診を行うことで、子どもの健やかな成長を支援します。

(多胎児妊婦健康診査費用助成)

多胎児妊娠している妊婦が妊婦一般健康診査の14回に追加して受診した場合、健診費用の一部を助成し、多胎妊婦の健康の保持増進と胎児の健やかな発育を支援します。

(特定不妊治療費助成)

特定不妊治療の選択肢が減ることがないように、先進医療や保険適用終了後の回数追加の治療費の一部を助成します。

(低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成)

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成します。

③ 保育サービスの充実を図ります

- ・保護者の希望に見合った保育事業を提供するため、保育所保育指針等を踏まえ児童の実態に即した保育の質の向上を進めるとともに、幼保一体のメリットを活かしながら人員配置を行い、保護者の就労状況に応じたきめ細かな保育事業の充実に努めます。
- ・特別保育等に対応するため、保育園の環境整備や私立保育園の支援などを推進します。なお、民間事業者の積極的な活用や低年齢児の受け入れ施設の整備、保育士の人材確保等により、待機児童の解消を図ります。

④ 母子保健の充実を図ります

- ・安全で安心して妊娠、出産、育児ができるよう医療機関との連携により、周産期からの親子支援を行います。さらに、家族の心身の健康や子どもの健やかな発育、発達を支えるため、子育て世代包括支援センターなどの運営と妊娠期から乳幼児期、就学期までの切れ目ない母子保健事業の充実に努めます。特に、産前産後ケアについては、育児への不安や生活上の困り事感を軽減させるため、重点的に取り組みます。また、母子保健の最新情報の把握や職員の研修も充実し、母子保健の質の向上に努めます。
- ・子どもの発達段階に応じた体系的な食育を推進するため、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、保健、教育など様々な分野との連携を図ります。

⑤ 要支援、要保護児童に対する取り組みを推進します

- ・子どもの人権が保護、尊重されるよう啓発活動に努めます。
- ・地域全体で児童虐待などの未然防止と早期発見、対応に取り組む体制づくりを進めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童等対策地域協議会とともに、児童相談所など関係機関の連携強化を図ります。
- ・支援が必要である子どもとその保護者や子どもの成長に不安を抱える保護者などが安心して地域で生活できるよう、きめ細かな相談事業や療育事業等を実施するとともに、保健、医療、福祉、教育等の連携による専門職を通じた途切れのない一貫した支援体制づくりを進めます。

出産・子育て応援交付金事業（④②①）

妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対して、面談や継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産・子育て応援ギフトの支給による経済的支援を一体として実施します。

ヤングケアラー支援対策強化事業（⑤）

ヤングケアラーの実態の把握に努め、地域全体で支援するため、関係機関に周知啓発を行い、支援体制の構築を図ります。

医療的ケア児支援事業（⑤）

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止につなげ、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を図ります。

障がい児相談支援事業所体制強化事業（⑤）

障害児通所支援の利用を行う際に必要となる計画案を作成し、作成した計画が利用者にとって適切であるかをその都度確認し、支援を行う指定障害児相談支援事業者に対し補助を行うことにより、地域において障がい児支援の適正な体制を構築します。

要保護児童対策事業（⑤）

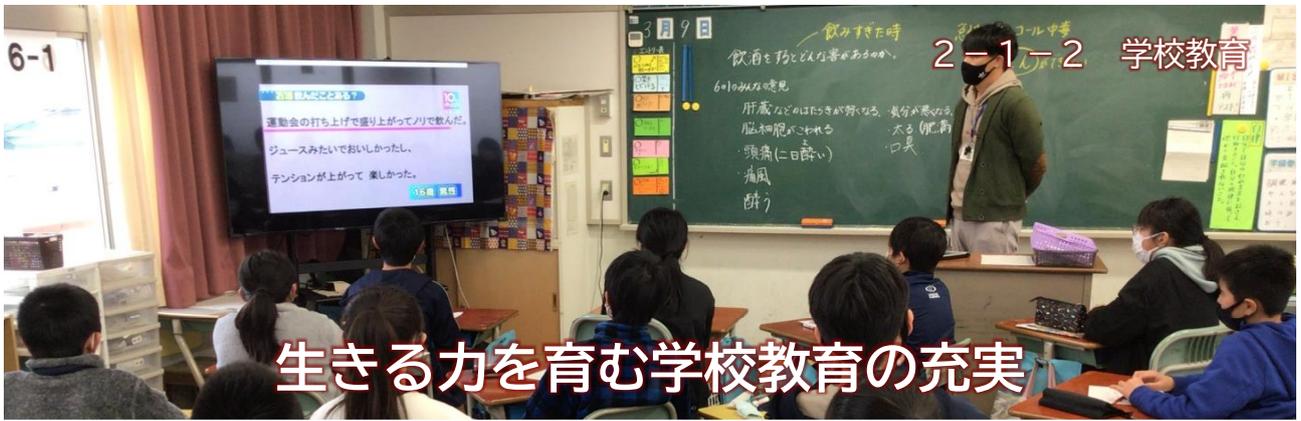
子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童等対策地域協議会の効果的な運用とネットワークの活用を通じて親の育児不安の軽減を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援を行います。

途切れのない支援事業（⑤②）

支援を必要とする子どもとその保護者が安心して地域で生活できるよう、相談事業や療育事業等を実施し、乳幼児期から専門職による途切れのない支援を行います。

その他関連する主な事業等

- ・子ども・子育て支援事業計画策定事業（①）
- ・ファミリーサポートセンター事業（①）
- ・学童クラブ支援事業（①③）
- ・母子父子寡婦福祉会活動育成補助事業（①②）
- ・一人親家庭高校生通学費助成事業（②①）
- ・私立保育所運営補助事業（③）



生きる力を育む学校教育の充実

施策の方向

主な取り組み

① 幼児教育の充実を図ります

- ・子どもの豊かな感性を育み、基本的な生活習慣が定着するよう地域や自然とのふれあいなどを大切に就学前教育の充実に努めます。
- ・学びの連続性を確保するため、家庭、地域との連携や各中学校区における幼稚園、保育園、小学校、中学校間の連絡調整、園児と児童生徒との交流を図ります。

② 確かな学力を育成します

- ・一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるよう少人数指導を推進し、基礎学力の定着を図ります。また、教育の質の向上を図るため、教員の慢性的な超過勤務の改善など学校における働き方改革を推進するとともに、教員の指導力向上及び授業改善を図るための、研修の充実に努めます。
- ・特別な支援が必要な児童生徒に対しては、幼稚園や保育園、家庭との連携により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、就学前から義務教育への途切れのない支援に努めます。
- ・社会参画力を身に付けた子どもを育てるため、国際理解教育及び外国語教育の充実、情報教育、キャリア教育の充実に努めます。

幼保小の架け橋期教育推進事業 (①)

幼稚園、保育園と小学校の教員が合同で研修する機会を設け、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るとともに、小学校児童が小学校生活にスムーズに適応できるようにします。

基礎学力向上事業 (②)

きめ細やかな個に応じた学習指導の充実を図るために、非常勤講師を各学校に配置し、少人数指導を継続的に実施します。

学校 ICT 教育推進事業 (②)

文部科学省が示す GIGA スクール構想に基づき、1人1台端末等を日常的かつ効果的に活用した学習活動を実現するために、通信ネットワークや端末等の保守整備、教員や児童生徒のアカウント管理等、学校の ICT 環境を継続的に充実させます。

通級指導教員専門性向上事業 (②)

通級による指導に関して高い専門的知見や経験を有する者を任用し、通級による指導に関する教員への助言・援助を行い、発達障害のある児童への指導・支援における専門性の向上を図ります。

外国青年招致事業 (②③)

外国語指導資格を有する外国人を招致し、児童、生徒と触れ合う機会を創出することで、多文化理解教育の充実を図れるよう、外国人の青年招致を行います。

実施
 計画
 Plan
 基本
 目標
 共通
 基本
 目標
 1
 基本
 目標
 2
 基本
 目標
 3
 基本
 目標
 4

③ 豊かな人間性と健やかな体を育成します

- ・子どもたちが自らを律し他者とも協調を図りながら、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を身に付けるため、学校、家庭、地域が連携して、人権教育、道徳教育、郷土教育及び豊かな感性や情操を育む教育の推進を図ります。また、経済的理由でこれらの教育の機会均等が損なわれないよう支援を実施します。
- ・生涯を通じた健康な生活を送ることができる健やかな体を育成するため、日常的な運動習慣を身に付けさせるとともに、健康教育及び、学校給食による食育の推進を図ります。
- ・いじめや不登校を未然に防止するため、楽しい学校生活を送るためのアンケートや各種調査等を活用しつつ、家庭や関係機関との連携を図りながら、児童生徒の心の教育や相談体制の充実に努めます。

④ 信頼に応える学校を目指します

- ・地域から信頼される学校づくりの観点から、地域とともにある学校づくりを積極的に進めるため、学校運営協議会制度等を活用し、保護者や地域住民が学校運営に参画する取り組みを図るとともに、学校関係者評価の実施や学校ホームページ等を通じた情報発信に努めます。

⑤ 学校施設の整備、充実に努めます

- ・安全安心で快適な学習環境を向上させるとともに、災害発生時の児童生徒の安全確保と収容避難所としての施設の機能確保を図るため、計画的な施設の改修、改築を推進します。
- ・学校規模の適正化を図るため、児童生徒数の今後の動向を踏まえ、計画的な施設整備を引き続き検討していきます。

中学校給食事業（③）

中学校の生徒に対し、デリバリー方式で学校給食を提供し、家庭弁当を含めた選択方式で実施します。

学校給食共同調理場施設整備事業（③）

小中学校合同の給食施設（給食センター）を整備し、全員喫食による健康の保持増進と食育の推進、衛生管理の徹底による安全で安心な学校給食の提供、地元の食材を積極的に取り入れたおいしい給食の提供を目指します。

部活動指導員配置促進事業／部活動地域移行支援事業（③）

町内中学校へ部活動指導員を配置するとともに、国からの委託を受け、関係者との連絡調整や指導等の体制、運営団体等の整備、指導者の確保等に関する実証事業を実施します。

いじめ・不登校等対策事業（③）

教育委員会事務局や小中学校において、教育相談体制や生徒指導体制を整備するとともに、町適応指導教室の運営体制を整備します。

地域とともにある学校づくり推進事業(④)

学校が家庭や地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となり、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」（菰野町版コミュニティ・スクール）の取り組みを推進します。

小中学校施設長寿命化事業（⑤）

菰野町学校施設長寿命化計画に基づき、町内各小中学校の適切な補修を行い、施設の長寿命化を図ります。

その他関連する主な事業等

- ・児童生徒用タブレット端末更新事業(②)
- ・「愛のかけはし基金」活用事業(③②)
- ・三重郡子ども人権フォーラム21への参加事業(③)



みんなで取り組む青少年育成施策の推進

施策の方向

主な取り組み

① 家庭における教育力の向上を図ります

- ・家庭における教育力の向上に向け、その重要性の意識啓発や、保護者同士の交流、親子体験などの機会創出等を図るとともに、相談や支援体制の充実に努めます。

② 地域における青少年育成活動の促進を図ります

- ・複雑化する青少年問題に的確に対応しつつ、地域の教育力を高めるため、青少年育成町民会議や子ども会育成者連絡協議会などを中心に、家庭、学校、地域の連携による子どもの健全育成や放課後等の健全な居場所づくりに関する取り組み及び非行防止のための取り組みを支援するとともに、地域や学校における青少年育成活動を支える支援者、指導者の養成を図ります。

③ 有害情報対策を推進します

- ・インターネット上に有害情報が氾濫している状況を踏まえ、青少年を有害情報から守り、インターネットを介したトラブルを防ぐため、学校教育だけでなく地域との連携によって、携帯電話、スマートフォンやインターネットなどを安全に利用するための能力を養う情報リテラシー⁶を高める教育を推進します。

④ 青少年の活動機会の充実を図ります

- ・青少年が自立心や社会性を育めるよう、豊かな自然環境や地域資源を活用した様々な体験活動や、同世代間、異年齢間の交流の場となる機会の提供に努め、ボランティア活動等を通じた青少年の社会参加を促進します。また、青少年団体活動を活発化するため、活動支援に努めます。

放課後子ども教室事業（②④）

町内小学生を対象とし、放課後や週末等に公民館や小学校の余裕教室を活用して、地域住民の参画を得て勉強やスポーツ、文化芸術活動の機会を提供することで、地域による子どもの安全な居場所づくりを支援します。

その他関連する主な事業等

- ・家庭教育講座の開催（①）
- ・地区公園整備事業（②）
- ・青少年健全育成講演会、家庭教育講演会の開催（②）
- ・補導員による町内補導（②）
- ・部活動指導員配置促進事業／部活動地域移行支援事業（②）
- ・立ち入り調査員による立ち入り調査の実施（③）
- ・みどりの少年隊の活動補助（④）



施策の方向

主な取り組み

① 疾病予防を推進します

- ・疾病の早期発見のため、がん検診や特定健診に関する情報提供を行うとともに、受診しやすい検診（健）診体制づくりに努め、受診率の向上を図ります。また、各種検（健）診結果を踏まえて、運動・栄養指導や各種健康教室の中で、一人ひとりに応じた自主的な健康管理の継続につなげます。
- ・心の健康は、自分らしく生きることができる重要な要因となりますが、様々な理由のストレス等から心身の不調や心の病をひきおこすことがあります。心の健康づくりを推進するため、心の健康相談、各種相談窓口の周知、身近な人の気付きの大切さ等の啓発を図ります。
- ・予防接種の普及や感染症予防に関する啓発活動を展開し、迅速かつ確実な感染予防を図るとともに、関係機関との連携により、危機管理体制の整備に努めます。

② 生涯を通じた健康づくりを促進します

- ・子どもの頃から生涯を通じた心と身体の健康づくりに向け、地域で活動する様々な自主的な団体との協働や、新たな組織の育成等を行い、健康づくりを促進します。
- ・効果的な健康づくりを進めるため、県が推奨する健康マイレージ事業等を活用し、各団体、学校、企業と連携した取り組みの展開を図ります。

③ 地域医療の環境づくりをします

- ・安心して医療の提供が受けられるようかかりつけ医の定着を図るとともに、災害時や感染症対策及び在宅医療の普及を見据えた地域医療体制の充実に向けて、医療機関及び関係機関の連携強化を働きかけます。

がん検診等推進事業（①）

疾病の早期発見のため、受診しやすい検診体制づくりに努めるとともに、検診後の要精密検査未受診者への受診勧奨を実施し、個々の相談と支援の充実を図ります。

任意予防接種費用助成事業（①）

感染症予防事業（①）

歯周病検診事業（①）

健康増進法に基づき、40歳、50歳、60歳、70歳の節目の対象者に対して、歯周病検診及び検診の結果に基づく指導を行います。

健康づくり推進事業（②）

町における健康課題に対し地域資源を有効活用した健康づくり支援の充実と、自主的活動団体の育成を推進し、町民の健康増進を図ります。

高齢者一体的保健推進事業（②）

後期高齢者の抱える健康課題や特性に応じた健康支援・相談等の保健事業を実施し、高齢者が抱える心身の不安軽減を図るとともに、住み慣れた地域で自立した生活が出来るよう、健康の維持と生活の質の向上を図ることにより、健康寿命の延伸を目指します。

その他関連する主な事業等

- ・健康増進計画・食育推進計画策定事業（②）
- ・公的病院救急医療及び在宅医療体制構築助成事業（③）



施策の方向

主な取り組み

① 地域福祉活動の促進を図ります

- ・地域共生社会の実現のため、地域の様々な課題について、子どもから高齢者、障がい者も含め、世代や背景を超えて住民がつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」の関係を超えて支えあい、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティアなど地域の様々な人材や公的支援が有機的に連動し、ネットワークをつくることで、地域の主体的な活動を支援し、協力できる包括的な体制づくりを図ります。
- ・様々な機会を通じてお互いが理解しあい尊重しあえるよう小中学校における福祉教育など学校教育や生涯学習の場を通じて、ノーマライゼーション⁷の理念の普及、啓発を図ります。
- ・住民の「ともに支えあい、助けあう」意識の高揚を図るとともに、思いやりの心を持って地域福祉活動が展開されるよう地域福祉の推進に必要な人材の育成、確保に努めます。
- ・住み慣れた地域で、安心して充実した生活を送れるよう地域福祉のネットワークを活かし、見守りを含むボランティア活動などの活性化を促進し、活動内容にかかる情報の周知に努めます。

② 災害時の地域共助のしくみづくりを図ります

- ・災害発生時に自ら避難することが著しく困難な高齢者や障がい者などを支援するため、避難行動要支援者名簿を整備し、地域で民生委員や自主防災組織などが中心となって、地域の自主的な活動と地域住民の連携により、平常時から支えあう体制づくりを進めます。

③ 権利擁護を推進します

- ・高齢者、障がい者やその家族等が安心して暮らせるよう高齢者、障がい者の虐待防止や権利擁護制度の周知、啓発を行うとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

保健福祉センター長寿化事業 (①)

施設設備の改修、修繕を計画的に実施することで、保健福祉事業、老人・介護福祉事業、社会福祉事業、障がい福祉、子育て支援等、町における福祉事業の活動拠点となる保健福祉センターの長寿化を図ります。

社会福祉協議会等への活動支援 (①)

ボランティア連絡協議会の運営、各種相談活動、「みんなの福祉」発行、けやきフェスタ開催、ふれあい弁当配食などの活動を支援します。

その他関連する主な事業等

- ・ファミリーサポートセンター事業 (①)
- ・社会福祉大会の開催 (①)
- ・平和祈念事業及び援護事業 (①)
- ・地区行事支援事業 (②)
- ・社会福祉協議会実施の権利擁護事業への補助 (③)
- ・地域包括支援センターでの相談業務支援 (③)
- ・更生保護団体の活動の周知 (③)



高齢者が活躍、活動できる環境づくり

施策の方向

主な取り組み

① 生きがい対策を推進します

- ・高齢者が住み慣れた地域の中で、連帯感を育みながら、地域社会と交流できるよう支援を図るとともに、介護予防につながる高齢者の自主的な活動を促進します。
- ・生涯学習を通じた活動を支援するため、高齢者の学習機会の向上を図ります。

② 就労機会の充実を図ります

- ・活気ある社会の実現や高齢者の生きがいづくり、介護予防につなげるため、ことぶき人材センターの会員の増強をはじめ、様々な社会活動や生産活動の機会の拡大を図るとともに、長年培った経験、知識、能力を活かした担い手としての高齢者の地域づくり活動への参画を促進します。

③ 包括的な支援、サービスの充実を図ります

- ・高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい自立した生活を継続することができるよう、住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとられない横断的、多面的な支援を行うとともに、高齢者の要望や状態の変化に応じて、医療、介護、予防、住まいや生活支援における地域包括ケアシステムの提供に努めます。
- ・地域の課題解決の方策として、住民主体の在宅福祉サービスや居場所づくり等の活用を図ります。
- ・介護サービスの安定した供給のために不可欠な人材の確保、育成と資質の向上及び施設等の社会基盤の確保に向けて、必要な支援を図ります。

高齢者健康増進施設等利用補助金交付事業（①）

高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション、介護予防等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ります。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業（③）

令和9年度から令和11年度における高齢者福祉サービス及び介護保険サービス量の推計を行うとともに、介護保険料算定のための事業計画策定を行います。

その他関連する主な事業等

- ・各地区公民館での高齢者学級の開設（①）
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用するシルバー人材センターとの随意契約（②）
- ・コミュニティバス、のりあいタクシー運行事業（③）

④ 認知症高齢者対策を推進します

- ・認知機能低下を予防するための各種施策を実施するとともに、相談事業等を通じた認知症の早期発見、早期対応が行えるよう、医療、保健、福祉の関係者の連携を密にし、初期段階から認知症初期集中支援チームが関わり、本人やその家族一人ひとりに合った支援体制の充実を図ります。
- ・認知症高齢者が地域の中で生活が続けられる共生社会を目指し、住民に対し認知症への理解についての普及啓発を図ります。



施策の方向

主な取り組み

① 早期発見とリハビリテーション対策の充実を図ります

- ・乳幼児期から子育て支援や発達支援事業と連携し、その子らしい育ちと発達を、保護者の気持ちに寄り添い支援する取り組みの充実に努めます。
- ・障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療のため、健診項目の検討や各種相談の充実、健診等に従事する職員の研修を行い、保健対策の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、健診後のフォローに努めます。
- ・日常生活において、子どもの障がいや特性による困り感等の把握を行い、早期の支援につなげるため、身近な場所で相談や療育事業を実施します。
- ・障がい福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保と、就学後も切れ目ない支援が継続されるように学校や各種専門機関と連携を図り、障がいの軽減や二次障害の予防などに向けて、適切な保健、医療やリハビリテーションの提供体制の充実に努めます。

② 生活支援サービスの充実を図ります

- ・障がい者が地域で安心して自立した生活が送れるよう地域生活を支える各種福祉施策の充実を行うとともに、人材の確保、育成と施設等の社会基盤の整備により、総合的、効果的、効率的な事業提供体制の確保に努めます。特に、相談や提供メニューの利用調整及び緊急時の受け入れのため、地域生活支援拠点の整備を促進します。
- ・障がい者を支える家族のストレスや介護の負担を減らすため、包括的な支援に努めます。

③ 障がい者の就労の場づくりに努めます

- ・障がい者の職業的自立を促進するため、関係機関と連携し、多様な産業分野において障がい者雇用を促進する啓発及び各種制度等の周知徹底を図るとともに、障がい者が職業を通じて社会参加できるよう支援に努めます。
- ・障がい者の社会参加の促進に関する理解を広めるため、住民に対しても様々な媒体による啓発を図ります。

障がい者相談支援事業所体制強化事業（②）

障がい福祉サービス等の利用を行う際に必要となる計画案を作成し、作成した計画が利用者にとって適切であるかをその都度確認し、支援を行う指定特定相談支援事業所に対し補助を行うことにより、地域において障がい者支援の適正な体制を構築します。

障がい者スポーツ推進事業（④）

障がい者の生きがいづくりや社会参加を促すとともに、障がい者スポーツへの理解を深めるため、障がい者スポーツの体験会などを開催します。

その他関連する主な事業等

- ・医療的ケア児支援事業（①）
- ・障がい児相談支援事業所体制強化事業（②）
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用する障害者福祉施設等との随意契約（③）

④ 生きがい活動の促進を図ります

- ・障がい者が生きがいを持ち、充実した生活が送れるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなど様々な形で障がいの有無にかかわらずともに取り組める社会参加や交流の活動を促進します。

策
 実施
 Plan
 基本
 目標
 共通
 基本
 目標
 1
 基本
 目標
 2
 基本
 目標
 3
 基本
 目標
 4



社会保障の充実

施策の方向

① 生活自立への福祉支援を図ります

- ・生活に困窮する人の多様な相談に対応するため、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会等との連携を図り、迅速な対応に努めるとともに、県福祉事務所等の関係機関との連携を図り、各種社会保障制度や生活福祉資金などの活用に関する相談、指導の充実に努めます。なお、制度の狭間で支援を受けることができず、生活が困窮し、誰にも相談しないケースの存在も想定し、困窮者の把握について、どういう対応が必要かを関係機関と検討していきます。
- ・生活の自立に向けて、県福祉事務所等の関係機関と連携した生活困窮者自立支援対策に努めます。

② 医療費等の負担軽減を図ります

- ・安心して医療等を受けることができるよう心身障がい者、一人親家庭、子ども等への医療費助成を行い、自己負担の軽減を図ります。

③ 国民健康保険事業の適正な運営を図ります

- ・被保険者の健康増進を図り、医療費の抑制につなげるため、保健、福祉、医療の連携によって健康診査、保健指導等を進めます。
- ・国民健康保険事業の健全運営に向け、適正な財政の確立に努めます。

主な取り組み

医療費助成事業 (2)

心身障がい者、一人親家庭、子ども等を対象とした医療費助成を実施します。

その他関連する主な事業等

- ・生活困窮に関する相談業務 (1)
- ・一人親家庭の相談業務、各種貸付や自立支援に向けた情報提供 (1)
- ・特定健康診査事業 (3)
- ・特定保健指導事業 (3)
- ・特定健康診査未受診者対策事業 (3)
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業 (3)
- ・早期介入・保健指導事業 (3)
- ・生活習慣病重症化予防対策事業 (3)
- ・後発医薬品普及啓発事業 (3)
- ・重複・頻回受診対策事業 (3)



多様性を認めあい、人権を尊重する社会づくり (人権尊重)

施策の方向

主な取り組み

① 人権教育、人権尊重を推進します

- ・時には命に関わることのある人権侵害をなくすため、すべての人の人権を尊重する意識を向上させ、人権教育や人権啓発活動を推進していきます。誰もが容易に人権についての情報に触れ、学習できる機会の確保を図るとともに、社会情勢の変化に伴って生じる新たな人権課題について幅広く周知を行うため、関連団体と連携しながら研修会やイベント等において啓発活動を進め、住民の人権意識の高揚に努めます。
- ・犯罪被害等に遭われた人に対しては、被害者の方やその家族の方などが、早期の回復と日常生活の再建を果たすことができるよう支援に取り組めます。
- ・子どもたちによるいじめなどにつながる人権侵害や差別をなくすため、小中学校での人権教室を継続し、相手の顔が見えない SNS の利用方法も含めた、更なる人権教育の充実を図ります。

犯罪被害者等支援金給付事業 (①)

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、支援金を給付します。

その他関連する主な事業等

- ・要保護児童対策事業 (①)
- ・菰野町人権擁護委員による人権啓発事業(①②)
- ・菰野町人権擁護委員による人権教室の実施(①②)
- ・三重郡子ども人権フォーラム21への参加(①)

② 人権相談体制の充実を図ります

- ・社会の変化により生じる新たな人権問題に関する相談に対応するため、相談員の知識習得や資質向上を図るとともに、関係機関との情報共有や連携により一層の相談体制の充実を図ります。
- ・人権相談の窓口が住民にとってより身近なものとなり、人権に関する問題を抱えた方が容易に相談できるような体制づくりや周知に努めます。
- ・教育現場においては対象となる児童生徒の相談にきめ細かに柔軟に対応するよう、スクールカウンセラー等による対応の充実を図っていきます。



施策の方向

主な取り組み

① 男女共同参画に向けた意識の高揚を目指します

・多様性を認めあえる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、地域、職場や学校における意識づくりや人材育成に関し、学習機会の拡充を図るとともに、男女共同参画の情報発信や男女共同参画について考える機会の提供などにより、「その人らしさ」を尊重することができる社会となるよう啓発活動を行います。

② 男女共同参画社会の形成を目指します

・男女の人権が尊重され、あらゆる場面において性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを行うため、広報紙の活用や地域の各種団体、住民への学習機会の提供を行います。

・家事・育児・介護・地域活動など仕事以外の生活との両立を図ることで、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、長時間労働の是正や女性活躍推進法に基づき女性が働きやすい環境が整えられるよう、促進します。

・役場においても、町内事業所の一つとして、女性が働きやすい環境を整えるなど、女性の活躍を推進していきます。

・男性の育児参加を促進し、男女がともに育児参加をすることで、子どもにとっても早期から男女共同参画の意識が芽生えることを目指します。

・災害時における避難所運営においては、女性や子育て家庭に配慮し女性の視点を取り入れることが必要であり、防災リーダーなどへの積極的な女性の登用の促進に努めます。

男女平等の意識啓発・普及推進 (①)

男女共同参画推進活動をしている「アイリスこもの」と協働し、啓発事業などを行うことで、男女平等の意識啓発、普及推進を行います。

男女平等の視点に立った早期教育 (①)

児童生徒の男女平等に関する意識向上のため、道徳教育・人権教育をはじめ、あらゆる教育活動の中に男女平等の視点に立った教育課程を編成します。

男女平等の視点に立った子育て支援(②)

父親の育児参加への意識高揚を図るための父子健康手帳配布や、パパママ教室、パパ広場などを父母とも参加しやすい土曜日、日曜日にも開催することなどで、父親の育児参加を促進します。

その他関連する主な事業等

- ・政策・方針決定参画の拡大 (②)
- ・職場における男女共同参画の推進 (②)
- ・女性に対する暴力根絶のための対策 (②)
- ・様々な親と子の自立支援 (②)

多様性を認めあい、人権を尊重する社会づくり (多文化共生)

施策の方向

主な取り組み

① 多文化理解教育の充実を図ります

- ・多様性を認めあい、多文化共生への理解を深めるため、学校や生涯学習の場で、国籍や民族の違いを越えた人権意識の醸成への啓発や、お互いの文化や習慣等を理解し、尊重しあえるための、諸外国の文化や生活習慣、価値観などに触れる機会の充実を図ります。

② 多文化共生社会の形成を目指します

- ・外国人住民が安心して、円滑に生活が送れるように、防災、医療、消防救急など人命に関わるものを中心に、利用できる制度の紹介など生活に関する情報を多言語にて提供することに努めます。
- ・多文化共生社会の形成に向けて、外国人住民が地域の一員としてまちづくりに参加でき、日本人、外国人ともにくらしやすくなるような、効果的な方法を検討します。

国際交流事業 (①)

諸外国の文化や価値観などにふれることで、多文化共生への理解を深めるため、国際交流事業を実施します。

多言語三者間同時通訳 119 番通報システム運用(②)

外国人住民が安心して生活を送れるよう、多言語三者間同時通訳システムを運用し、119 番通報を受けた際に、言語に支障なく円滑な対応ができるようにします。

ホームページ翻訳機能運用 (②)

外国人住民が行政情報を取得し、その情報を正しく理解することができるよう、町ホームページの多言語翻訳対応を行います。

窓口外国語対応事業 (②)

外国人住民がくらしやすいまちとするため、窓口にて多言語翻訳機を活用し、円滑な会話ができ、正確に意思疎通が図れるようにします。



生涯学習の振興

施策の方向

主な取り組み

① 生涯学習機会の確保に努めます

- ・多様化する住民の学習意欲に応えるため、関係する情報の提供に努めるとともに、インターネットを活用した学習等を促進します。
- ・生涯学習機会の充実を図るため、どのような学びの場が求められているかを的確に把握し、各世代の学習課題や生活課題に応じた公民館講座や教室の開設に努めるとともに、町内外の高等教育機関や民間企業等との連携による多様な学習機会の確保を図ります。
- ・生涯学習を核として地域の人々の交流を促し、地域コミュニティの更なる活性化を図るよう努めます。

② 自主的な生涯学習活動の促進を図ります

- ・住民の主体的な学習活動を促進するため、自主学習グループの育成、支援を図るとともに、自主的な学習活動を支える指導者、学習リーダーの育成、確保を図ります。
- ・住民の学習意欲を向上させるため、日ごろの学習の成果を発表できる場の提供に努めます。

③ 生涯学習施設の整備、充実に努めます

- ・公民館等の生涯学習施設について、安全、快適に利用できるよう施設のユニバーサルデザイン[®]化など施設整備を推進し、適切な管理運営に努めるとともに、地域において気楽に立ち寄れる生涯学習活動及び交流、親睦の場としての機能充実やネットワーク化に努めます。感染症の感染拡大時など、生涯学習の機会を保つことが難しい場合でも対応できる環境について整備します。

生涯学習講演会等の実施 (①)

勉強や趣味といった生涯学習活動の取り組みのきっかけとなり、生活をより豊かなものとするため各種講演会等を実施します。

地区公民館事業 (①)

公民館講座や女性教室、高齢者学級を実施することにより、知識の見聞を深め、地域の人と人の横のつながりをつくり交流を図ります。

民話絵本活動事業 (②)

子どもの読書活動を推進し、豊かな文化の継承と活用を図る事を目的に、菰野町の民話等を題材とした手づくり民話絵本のコンクール等を行います。

図書館長寿命化事業 (④)

LED照明化、防犯カメラの更新、空調設備の更新等を計画的に実施します。

④ 図書館運営の充実に努めます

- ・住民の多様な読書意欲に対応できるよう努めるとともに、利用者へのレファレンスサービス⁹の充実を図ります。郷土資料等の展示について生涯学習との連携を図ります。
- ・電子図書館の導入により、来館が困難な方や読書困難者の読書環境の改善を図ります。
- ・県や他市町の図書館、学校図書室との協力及び連携を図ります。
- ・子どもたちの本に親しむきっかけづくりを進めるため、本の読み聞かせなどを行います。
- ・郷土の歴史、文化関連資料の収集に努めます。



施策の方向

主な取り組み

① スポーツ・レクリエーションの普及に努めます

- ・スポーツ・レクリエーション人口を拡大するため、子どもから高齢者まで、また障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション行事、教室の開催を進めます。
- ・生涯スポーツ、競技スポーツの興味や関心を喚起し、スポーツ活動を通じた交流や活性化を図ります。

② 総合型地域スポーツクラブの支援を図ります

- ・総合型地域スポーツクラブにおいて、多世代型の多目的な事業展開ができるよう自主的な運営を支援するとともに、地域との連携強化を図り、地域全体で運動の習慣化や健康づくりなどに寄与する幅広いスポーツ活動を促進します。

③ スポーツ団体や指導者の育成、支援を図ります

- ・住民の主体的なスポーツ活動を促進するため、NPO 法人「菟野町スポーツ・文化振興会」との連携を図り、体育協会における事業の強化やスポーツ少年団の組織などスポーツ団体に対する育成、支援を図るとともに、指導プログラム及び指導体制を充実させられる体制づくりを促進します。

④ スポーツ施設の整備、充実を図ります

- ・市内のスポーツ施設について、楽しく利用できるよう、高齢者や障がい者の利用に配慮しながら、計画的な整備と維持管理を行います。
- ・効果的な施設利用がされるよう、利用者への情報提供サービスの充実を図るとともに、近隣の県営施設や民間施設との連携を図り、広域的な施設利用について引き続き検討していきます。災害時におけるスポーツ施設のあり方についても、国、県のガイドラインに沿うように検討していきます。

スポーツ教室開催事業（①②）

生涯スポーツ社会の実現、スポーツ人口の拡大のために、子どもを対象とした多種目のスポーツ教室を開催します。

スポーツ団体・指導者育成支援及び芸術文化振興事業（③）

住民の主体的なスポーツ活動を促進するため、選手育成や指導体制の強化及び文化活動の振興を図り、文化・スポーツ団体のサポート等を行います。

スポーツ施設整備事業（④）

各種スポーツ活動の拠点となる施設の整備と充実を図ります。

その他関連する主な事業等

- ・障がい者スポーツ推進事業（①）
- ・ハーフマラソン開催支援事業（①）



潤いある景観の形成

施策の方向

主な取り組み

① 水と緑のネットワークの形成を図ります

- ・良好な自然環境を形成する森林、農地の緑、東海自然歩道、三滝川や朝明川等の水辺空間を骨格的な環境資源として保全し、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・集中豪雨により寸断されている東海自然歩道の原状回復を県に働きかけます。

② 公園、緑地の整備と管理体制の充実を図ります

- ・災害時の避難場所としての活用や地区の憩いの場としての利用など多様な機能を発揮させるため、地区の特性に配慮した公園、緑地の整備を促進します。
- ・持続的に公園の維持、管理が行えるよう公園の管理体制について検討するとともに、地域住民の参加と協力を促進します。

③ 地域の特性を活かした景観の整備を図ります

- ・県との連携のもと景観に配慮した建物や、広告物などの指導に努め、当町の特徴でもある、田んぼ、森林などを中心とする調和のとれた自然環境に配慮した良好な景観整備の維持に努めます。

緑の基本計画策定事業（①）

都市における緑地の適正な保全を図るため、四日市市、菰野町、朝日町、川越町の行政区域を対象区域とする四日市広域緑の基本計画の策定に向けた点検・評価業務を行います。

地区公園整備事業（②）

地域における身近な公園、緑地の充実を図るため、区が所有する空き地等を公園として整備する費用の助成を行います。

その他関連する主な事業等

- ・耕作放棄地再生活動支援事業（③）



安心とやすらぎを感じられる環境づくり

施策の方向

主な取り組み

① 人と環境にやさしい居住環境づくりをします

- ・快適に安心して住み続けられるよう住宅に関する相談体制の充実に努め、高齢者や障がい者に配慮した住宅の普及により、住生活の安定と社会福祉の増進を図ります。
- ・町営住宅については、予防保全的修繕を行うことを基本方針とし、居住性と安全性の維持を図り、長期的に活用していきます。あわせて、居住支援法人等との情報共有と連携により民間ストックも含めた形で、住宅に困窮する低所得者等の住宅確保要配慮者の住戸確保に努めます。
- ・空き家等の現状把握を行い、情報提供に努めるとともに、適正な管理や利活用等を促進し、周辺の生活環境の保全を図ります。

② ユニバーサルデザインのまちづくりをします

- ・住民が安心安全かつ自由に利用できるよう公共建築物や公園などの公共施設及び配慮が必要とされる道路等にユニバーサルデザインを取り入れるよう努めます。
- ・公共施設以外の一般企業、商業観光施設等においても、広くユニバーサルデザインの意識づくりを推進します。

③ やすらぎのある斎場の運営を行います

- ・やすらぎある斎場の運営に向けて、老朽化した設備の改修更新等を実施し、安全で安定的な管理、運営を行います。

空家等対策事業 (①)

菰野町空家等対策計画に基づき空家等の現状把握を行い、空家等の利活用や適正管理等を促進するため、相談窓口設置や相談会開催、空き家バンク制度などの事業を実施します。また、菰野町空家等対策協議会において特定空家等への対応などを協議します。

町営住宅長寿命化事業 (①)

菰野町公営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の適切な維持・管理を行います。

斎場施設長寿命化事業 (③)

老朽化した施設設備の改修、更新等を実施し、利用者の利便性及び安全性の向上、火葬業務等の適正な実施を図ります。

その他関連する主な事業等

- ・ホームページ翻訳機能運用 (②)

みんなで取り組む自然環境の保全と 快適な生活環境の確保

施策の方向

① 環境教育、環境学習の充実を図ります

・環境問題に主体的に取り組むことのできる人材を育成し、環境に配慮した行動の実践を促すため、家庭や地域、学校など様々な場において、身近な自然とのふれあいや環境教育、環境学習を行います。

② 参加と協働により環境美化の促進を図ります

・生活空間が清潔に保たれるよう住民、地域、企業、行政の協働により、まちの美化を図るとともに、空地の雑草刈り取りの指導、勧告の実施など環境美化意識や生活マナーなどの向上を促進します。

③ 自然環境の保全に努めます

・豊かな自然環境の適切な保全と希少な動植物の適切な保護や野生動植物の生息・生育環境など生物多様性の保全、創出に向けて、自然環境に対する住民や事業者の意識高揚を図ります。また、有害な外来生物について、適正な対処方法も含めた情報提供を行います。

④ 公害の予防と監視、指導の強化を図ります

・公害の発生を未然に防止するため、大気、水質、騒音における監視・測定体制の充実に努めます。また、公害の予防と監視・指導体制の強化に向けて、県等の関係機関と連携し、発生源への立ち入りや指導を行います。

・環境負荷を低減する観点からも、当町へ進出する事業所と公害防止協定の締結を推進し、生活環境の保全や向上に対する取り組みを促進します。

⑤ 不法投棄の防止に努めます

・地域の良好な生活環境を保持するため、地域との連携により、空き地や森林、河川等への不法投棄に対する監視体制の強化を進めるとともに、土地の管理者等に対し不法投棄の抑制対策を推進します。

主な取り組み

野良猫繁殖防止事業（②）

生活環境に影響を与える野良猫に対し TNR 活動を実施し、野良猫の繁殖を防止し生活環境の保全を行うとともに、猫の適正飼養の啓発を実施します。

その他関連する主な事業等

- ・清掃センター各小学校社会見学受入事業（①）
- ・空地等雑草刈取事業（②）
- ・海岸漂流物等地域対策推進事業（②）
- ・菰野町クリーン大作戦の実施（②）
- ・特定外来生物等処理対策（委託）事業（③）
- ・悪臭、騒音、野焼き等の通報時の指導の実施（④）
- ・工業排水や河川水等の水質検査の実施（④）
- ・不法投棄警告看板の配布（⑤）



施策の方向

主な取り組み

① 資源、エネルギーの有効利用を図ります

・低炭素社会と持続的な資源循環型社会の実現に向けて、当町が実施する事務事業から排出される温室効果ガスの排出削減の取り組みを推進します。住民や事業者に対しては、自然エネルギーの活用や省エネルギー化活動などそれぞれの立場での地球温暖化防止に向けた取り組みを促進します。

公共施設再生可能エネルギー等導入事業(①)

公共施設から排出される温室効果ガスの削減に向けて、特に電力使用量の多い公共施設においてLED照明等の省エネルギー機器への更新や再生可能エネルギーの導入等、低炭素社会の実現に向けた施設整備を行います。

地球温暖化対策事業 (①)

二酸化炭素排出削減対策として、住宅等への太陽光発電設備や蓄電池の設置にかかる経費に対して補助を行います。

② 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の促進を図ります

・循環型社会の構築を目指すため、当町では、現在、資源物として17品目で回収を行っておりますが、廃棄物の状況についての調査分析のもとで3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を更に推進し、中でも「ごみを出さない」ことに重点を置きながら住民、事業者、行政が役割を認識して意識を高め、中長期的な視点に立って積極的な資源物の回収や可燃ごみの減量化を図ります。なお、資源化設備を適切に整備、更新しつつ回収された資源物の円滑な資源化に努めます。

地域脱炭素化対策事業 (①)

2050年に温室効果ガス排出量ゼロを達成するため、地域脱炭素化に資する各種事業を行います。

清掃センター施設長寿命化事業 (③)

設備や機器の点検整備、修繕を計画的に実施し、清掃センターの長寿命化を図ります。

③ 廃棄物の適正処理に努めます

・廃棄物の処理については、処理施設周辺の自然環境や生活環境に影響を及ぼさないよう適切な施設の維持管理や処理能力の維持が必要となることから、継続的に施設設備の改修等を実施するとともに、今後のごみ処理体制のあり方に対する検討を引き続き行います。

廃棄物・資源物収集運搬車両等整備事業(③)

安定的な廃棄物収集及び資源物回収を行うとともに、環境への負荷を低減するため、車両等の更新を行います。



施策の方向

主な取り組み

① 汚水処理施設の充実を図ります

- ・汚水処理の適正化に向けて、整備区域や整備手法を見定めながら公共下水道等の計画的な整備を推進するとともに、公共下水道等の計画区域外の地域については、公共用水域¹⁰の水質保全のため、浄化槽の整備、普及を促進します。
- ・整備済みの公共下水道等の施設及びし尿浄化槽汚泥処理関連施設等については、定期的な点検と適切な維持管理に努めるとともに、個別処理である浄化槽等による適切な維持管理の啓発に努めます。

② 下水道事業の普及推進と健全な経営に努めます

- ・公共下水道等の健全な経営を目指し、供用開始区域内の家庭や事業所への啓発活動に努め、下水道接続を促進するとともに、地方公営企業法の適用に基づく公営企業会計方式による経営の透明性と健全性の確保に努めます。

浄化槽設置整備助成事業 (①)

下水道事業計画区域外において新築される住宅等への浄化槽設置に対し助成を行います。

流域関連公共下水道事業 (特定環境保全公共下水道事業) (①②)

汚水処理区域の幹線管渠布設延伸、舗装復旧、水道管移転補償などを行います。

生活排水処理アクションプラン策定事業 (①)

汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会的情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営手法を選定するために「菟野町生活排水アクションプラン」を策定します。



安全な水の安定供給

施策の方向

主な取り組み

① 安定供給に向けた体制づくりを進めます

- ・安全で安心できる水を住民や事業者に対して提供するため、水源地の適正管理の徹底に努めるとともに、水道水の利用拡大を図ります。
- ・水道水を安定供給できるよう、県営水道からの受水も含め水道施設の適正管理に努めます。
- ・漏水や災害による断水など緊急時の対応マニュアル等を随時見直します。
- ・水道事業の不測の事態への備えとして、内部留保資金について引き続き給水収益の一定分を確保します。

② 水道施設の更新、整備を進めます

- ・安定的な給水を確保するため、水道料金の適正化を図りながら、大規模地震や風水害など不測の事態による断水被害が起こらないよう、老朽化が進む水道施設の更新や耐震化を関係機関と調整し順次進めます。
- ・非常時における水道水の確保に向けて、水道施設の更新や耐震化等により基盤強化を図ります。

水道ビジョン推進事業 (ライフライン機能強化事業他) (①②③)

水道施設の耐震化や更新を行うことで、安定した水道水の供給を行います。

③ 運営の効率化を図ります

- ・健全な経営を持続できるよう、今後も有収率の向上や水道施設等の有効利用に努めます。
- ・老朽化が進む管路等の更新については、今後もできるだけ下水道管布設等に合わせて実施します。
- ・業務の効率化や経費削減に向けて、安全性等の確保を前提とした第三者委託や一部事務の民間委託などを検討します。

自然と調和した土地利用の推進

施策の方向

① 秩序ある土地利用を推進します

- ・菰野インターチェンジの開設に伴い、その周辺及びアクセス道路沿線における秩序ある土地利用が図れるよう、周辺の土地利用方針に基づき、面的整備¹に向けた取り組みを推進します。あわせて、既成市街地における秩序ある居住環境を維持するために低未利用地の活用促進に努めます。
- ・コンパクトに人や都市機能が集約された市街地の形成に向けて、市街化区域やその他の区域が公共交通ネットワークによって結びつき、人や資源が効率的かつ効果的に連携したコンパクト+ネットワークの形成を図ります。
- ・都市計画区域外の土地利用については、商業系・工業系の市街化動向がみられることから、今後も人口や市街化動向を注視しつつ、三重県等と連携し、適正な土地利用への規制、誘導等により、引き続き適切な方策について検討します。

② 緑豊かな田園環境を保全します

- ・山麓の豊かな自然・田園環境、優良農地を守り、自然と調和し生物多様性に配慮した土地利用の誘導に努めます。農地の保全については、農業の担い手への農地の集積等を通じ、農業振興地域の農用地の保全や荒廃農地の発生防止を図ります。山林の保全については、森林の適正管理等の推進に努めます。

③ 地域におけるまちづくりの促進を図ります

- ・地域の特性に応じたまちづくりを行うため、住民のまちづくりに対する意識の高揚を図り、まちづくりを身近に感じて積極的に参加できる環境づくりに努めます。

主な取り組み

土地区画整理事業支援事業（①③）

土地区画整理組合に助成を行うことで、菰野インターチェンジ周辺の計画的な土地利用を推進し、良好な宅地を面的整備することで、地域活性化を図ります。

開発指導業務（①）

許可権者である三重県への照会等を行い、都市計画や用途地域に応じた開発行為及び建築行為についての相談業務を行います。

その他関連する主な事業等

- ・緑の基本計画策定事業（①）
- ・都市計画基礎調査（①）
- ・多面的機能支払交付金事業（②）
- ・耕作放棄地再生活動支援事業（②）



道路網の整備、充実

施策の方向

主な取り組み

① 道路環境の維持、向上を図ります

- ・道路については、路面性状調査など道路ストック総点検の結果を踏まえるなど、効率的かつ効果的な維持管理を行い、橋りょうについては、橋梁長寿命化修繕計画を踏まえ、道路法施行規則に基づく5年に1回の点検を実施し、致命的な損害が顕在化する前に予防的な補修を実施する予防保全型の手法により長寿命化を図ります。
- ・災害時における緊急輸送路や避難路などとして指定された路線については、その重要性から優先して維持、管理を行い、災害に強い道路となるよう整備に努めます。
- ・観光地としての景観及び動線に配慮した上で、沿道の緑化、美化などの道路整備に努めます。

② 地域幹線道路の整備を進めます

- ・町内の主要区間や当町と周辺市町を連絡する地域幹線道路については、安全性、利便性の向上を図られるよう、道路整備を推進します。

③ 生活幹線道路、生活道路の整備を進めます

- ・菰野インターチェンジと周辺を結ぶアクセス道路や各拠点を結ぶ道路の整備に努めます。
- ・安全で快適に利用できる道路環境の維持、向上に向けて、道路交通環境の変化に合わせながら、各道路の役割に応じて車道や歩行空間の確保、ユニバーサルデザイン化などに努めます。

④ 高規格道路の整備を促進します

- ・中部圏、近畿圏と当町との広域的な連携を強化するため、新名神高速道路及び菰野インターチェンジへのアクセス道路の全線開通を働きかけます。

橋りょう長寿命化修繕事業（①）

近接目視を基本とする点検などを実施し、その点検結果に基づき、町内橋りょうの長寿命化及び耐震化のための修繕工事を行います。

主要生活道路整備事業（③②）

生活幹線道路など、主要な生活道路の幅員狭小区間の解消や歩行空間の確保などの道路改良工事を行います。

生活道路整備・改良事業（③②）

生活道路の改良事業、道路の局所的な拡幅改良、舗装新設などを行います。

その他関連する主な事業等

- ・路肩除草作業の実施（①）
- ・路面清掃の実施（①）
- ・街路樹剪定作業の実施（①）



施策の方向

主な取り組み

① 公共交通の利便性向上を図ります

- ・コミュニティバス、のりあいタクシーについては、利用しやすく、利用者の意見を踏まえた運行内容を目指し、運行の見直し及び事業者や利用者などとの協議を重ね、地域公共交通ネットワークの充実を図ります。
- ・その他の公共交通については、利便性の向上を目指し、事業者に対し利用者の観点から改善等を積極的に働きかけていきます。

コミュニティバス、のりあいタクシー運行事業(①②③)

コミュニティバスとのりあいタクシーについて、エリア拡大など、利用状況に応じて運行の見直し、地域公共交通の確保を図ります。また、老朽化したコミュニティバス車両の更新を順次行います。

② 公共交通の環境整備を進めます

- ・交通結節点となる菰野駅前前の利便性を更に高めるため、引き続き総合的な環境整備を進めます。
- ・その他の駅やコミュニティバス結節点の利用環境を向上させるため、関係機関や地元住民と調整の上、景観に配慮した環境づくりを図るとともに、駅やコミュニティバス結節点周辺の整備を促進します。さらに、老朽化したコミュニティバス車両の更新に合わせ、車内の段差をなくし、車内の移動を容易にするとともに、携帯電話などの充電に使えるUSBコンセント、無料Wi-Fiを備えた車両を導入します。

地域公共交通確保維持改善事業(①)

町内地域公共交通サービス全体の検索・予約・決済システム(MaaSシステム)の運用を行います。また、MaaSシステムの機能改善など、国、県等の補助事業の採択を目指し、利便性向上を図ります。

③ 公共交通の利用促進を図ります

- ・人と環境にやさしいまちを目指して、公共交通の意義を再認識し、利用が促進されるよう、住民への意識啓発を図ります。また、公共交通の更なる利用促進のために、MaaS(Mobility as a Service)¹²の機能拡充など、移動するための新たなサービスの提供についても推進していきます。

菰野町地域公共交通会議(①②③)

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性の増進を図り、利用者の利便性の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議します。

まちの魅力を活かした観光の振興

施策の方向

① 地域資源の活用による魅力の創造を図り、魅力を発信します

- ・地域資源を活用し、地域内に効果が波及する着地型観光の展開に向けて、地域の魅力や特色を活かした観光拠点づくりとその連携を促進するとともに、観光業、農業、商工業などの各種団体が協働し、地域内調達率を向上させるしくみづくりに取り組みます。その取り組みの一つとして実施している、保有する地域資源を最大限に活かし、地域ぐるみで開催しているスポーツ事業において、参加者が全国各地から当町を訪れることを、当町の魅力を発信する大きな機会ととらえ、関係機関と連携し、観光資源等の活用などにより、スポーツの枠を超えて、魅力の創造と発信の機会となるよう事業実施の支援を行います。
- ・長期間滞在できる受け入れのしくみづくりを地域が全体で主体的に進めていくため、鈴鹿国定公園や里地里山に見られる豊かな生物多様性など当町の自然の魅力を活かしたエコツーリズムやグリーンツーリズム、健康やスポーツと組み合わせたヘルスツーリズムなどを促進し、既存観光資源の磨き上げや新しい観光資源の発掘、周遊ルートや体験メニューの創造、情報発信に努めます。
- ・湯の山温泉については、温泉街の環境整備や景観づくりを進めることで観光客の滞在時間を増やし、にぎわいを創出していきます。また、観光業に携わる従業員の育成などを引き続き支援するとともに、景観整備に取り組みます。さらに、観光業と農林商工業との連携によるオリジナル商品の開発を行い、直売所や道の駅整備の検討に取り組み、ふるさと納税の活用も進めます。
- ・観光客の観光に対する意識の変化による観光需要の変化などに対応できる体制づくりを推進します。その取り組みの一つとして、比較的近隣の観光客を呼び込むため、県内他市町と連携協力協定を締結するなど、自治体間相互に魅力を発信しあうことで、観光の活性化を図り、交流人口の拡大及び関係人口の創出につなげます。

主な取り組み

ハーフマラソン開催支援事業（①）

多くの住民や団体等が関わりながら開催するまちおこしスポーツイベントへの支援を行います。

観光列車つどい運行事業（①）

近鉄名古屋駅から湯の山温泉駅間において観光列車つどいを運行して湯の山温泉への誘客を図ります。

観光名所づくり事業（①）

新たな魅力ある観光名所づくりを行うため、地域資源を活用した整備を行います。

ONSEN ガストロノミーウォーキング事業（①③）

その土地を歩きながら、その土地ならではの食を楽しみ、歴史や文化を知り、温泉を体感するガストロノミーウォーキングを、観光事業者などと協力して実施します。

② 交通対策、景観等の基盤整備を進めます

- ・観光客の利便性や快適性を高めるため、鉄道、バス等交通事業者及び地域関係者などと協働して環境整備を進めるとともに、観光シーズンにおける自然環境及び観光客と住民に配慮した渋滞緩和策としてパーク&バスライドの運用やマイカー規制などの交通対策を図ります。あわせて、災害発生時の避難路などの確保を図り、安全で安心して訪れることのできる観光地づくりを進めます。
- ・地域の持つ魅力を最大限に伝えるため、湯の山温泉街における景観ルールづくりなど、温泉街にふさわしい環境整備を推進し、関係者と協議を行いながら、住民参加のもとで景観づくりを図ります。

③ おもてなしの向上を図ります

- ・観光振興は、観光業に携わる人だけでなく、町ぐるみの取り組みが必要です。地域の持つ魅力を発掘、創出、発信しながら地域が一丸となって来訪者と交流し心から受け入れるおもてなしの観光地づくりを目指します。
- ・来訪者の滞在時間を延ばすため、魅力的かつ安全安心な食の提供や、快適な時間を過ごすことができる空間を検討するとともに、おもてなしの心の醸成を図ります。
- ・分かりやすくタイムリーな観光情報の発信や宣伝体制を強化するため、移動端末などにも対応できる多様な情報媒体の活用を図ります。また、湯の山温泉街に整備されたWi-Fiスポットにより、観光客が快適な時間を過ごすことができる空間を提供し、撮影した動画や写真などをその場で情報発信してもらいやすくし、町の魅力発信につなげていきます。

湯の山温泉街及び周辺地域景観等整備事業(②)

観光客の満足度を高め、交流人口の増加を図るため、湯の山温泉街及びその周辺地域を観光客が安心して快適に移動、滞在、観光することができる環境整備を行います。

その他関連する主な事業等

- ・空家等対策事業(①)
- ・北伊勢広域観光推進協議会の運営(④)

④ 広域観光を推進します

- ・当町の魅力を発信し、広域的に誘客を図るため、単独での取り組みでは観光資源の質、量の面で限界があることから、北伊勢広域観光推進協議会が行っている北勢圏域全体で連携した取り組みや、三重県、三重県観光連盟等との協働した広域観光メニューの創出を推進していきます。
- ・SNS等による、タイムリーな情報発信と情報案内の向上に努めます。



豊かな文化の継承と活用

施策の方向

主な取り組み

① 芸術文化に触れる機会の確保を図ります

- ・気軽な芸術文化活動への参加や、質の高い芸術文化に触れる機会の確保ができるよう NPO 法人「菰野町スポーツ・文化振興会」との協働により、住民の興味、関心を促す魅力ある文化イベントや鑑賞機会の充実を図るとともに、イベント情報の発信方法を検討し、広く住民の参加を呼びかける工夫を行います。
- ・子どもたちが実際に芸術文化に触れ、体験できる機会の充実に向けて、学校教育との連携を行います。

文化講演会やコンサート等の実施 (①)

地域コミュニティ活動の充実、強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を促進するため、文化講演会やコンサート等を開催します。

自主サークルグループの育成・支援(②)

自主的に共通の目的に向かって行う自主サークルグループでは、会員が相互に技術の習得や教養を高め合い、活動を通しての仲間づくりを行い、生きがいのある生活に資することができることから、それらの活動を育成、支援します。

② 芸術文化活動の促進を図ります

- ・住民の主体的な文化活動を体系的に促進するため、芸術文化協会をはじめ、各種芸術文化団体、サークル等の育成、支援を図り、相互の交流と連携を促すとともに、それらの活動を支える指導者及びリーダー的な役割を担う人材の発掘、養成を図ります。
- ・地域で草の根的に活動している個人やグループの活動を活発化させるため、情報提供などの側面的な活動支援に努めます。

文化財保護活用事業 (④)

町に残る貴重な文化財を一覧としてまとめるとともに、町内の名所旧跡を案内するボランティアガイドを養成することで、文化財の保護と活用を図ります。

③ 芸術文化活動の拠点整備に努めます

・優れた文化の鑑賞の場や文化活動の発表、創造の場となるよう計画的に文化振興拠点の整備充実
に努めるとともに、公民館や図書館などを住民の
身近な芸術文化活動の場として、更なる活用を図
ります。

④ 歴史的・文化的資産の保護、活用に努めます

・文化財を後世へ継承するため、保護が必要な文化
財の調査や指定を行い、適正な保護、保存体制の
整備を進めるとともに、古くから伝わる郷土芸能
や伝統行事、祭りなどの価値について住民意識の
啓発を図ります。
・文化財を有効活用するため、文化財等ボランティ
アガイド等の養成と活用を図り、郷土資料の展示
公開に努めるとともに文化財を活かした様々な
取り組みを通じて、文化財の価値や魅力を地域あ
るいは対外的に伝えていきます。
・学校教育や社会教育の場における郷土学習活動
の支援を図るとともに、郷土愛を育むための展示
や学習機会の充実を図ります。

田光のシデコブシ及び湿地植物群落保存活用事業(④)

国指定天然記念物「田光のシデコブシ及び湿地植
物群落」の自然を次世代へ継承するため、保存、活
用を図ります。

地域の宝デジタル活用事業(④)

町の歴史、郷土資料、文化財に関する解説動画等
を作成し、郷土資料展示コーナーや町内各種看板等
のQRコード等から読み取ることで、動画等が閲覧
できるデジタルコンテンツを作成します。

その他関連する主な事業等

- ・スポーツ団体・指導者育成支援及び芸術
文化振興事業(①②)
- ・図書館でのギャラリー展示実施(①③)
- ・郷土資料館整備検討事業(④)



持続的な農林業の振興

施策の方向

① 安定した営農体制の確保に努めます

- ・持続的で安定した農業経営に向けて、農業の基盤となる施設等の整備に対する支援を行うとともに、人・農地プランを地域計画として法定化し、担い手の確保や農地の集約化等を図ります。
- ・農地の利用集積や農業機械等の共同利用を促進するとともに、国、県と連携を図りながらスマート農業等への支援を行うなど、農業生産性の向上を図ります。
- ・安定的な畜産体制の確保や施設等の整備についても支援を行い、規模拡大を促進し、農業経営の安定化を図ります。
- ・競争力を向上させ持続可能な農業生産を確保する取り組みとして、GAP¹³等の認証の取得を促し、県や農業協同組合等の関係機関と連携することにより営農指導体制の強化を図ります。

② 産地化の促進を図ります

- ・「菰野ブランド」を振興するために、小麦、大豆、野菜などの品質を高め、消費者の安全・安心志向などに合った農産物の産地化を促進します。
- ・農産物を加工した特産品を観光資源として活用するため、マコモをはじめとした新たな農産物の生産等を促進し、全国に向けて情報発信することで観光と農業のまちづくりを進めます。なお、特産品の加工等を調査、研究し、商工業・観光業等との連携強化を図ります。

主な取り組み

水田農業推進助成事業 (①②)

水稻の生産調整に対する町独自の補助金を交付することにより、農業離れや荒廃農地を未然に防止し、農業経営の安定化とブロックローテーションの維持による耕地の有効活用を図ります。また、小麦、大豆を中心に、マコモや蕎麦などの特色ある農産物の産地化をあわせて進めます。

豚熱ワクチン接種支援事業 (①)

豚熱のワクチン接種を実施した際に、接種費用を補助することで、町内における感染防止を強化し、農業経営の安定化を図ります。

地場農産物消費拡大事業 (②)

マコモ、大豆、関取米など特産品の農産物生産等を促進し、商工会等との連携により特産品開発を進め、品質向上やブランド化により販路拡大を目指します。

水利施設等保全高度化事業 (④①)

農業水利施設の整備を行い、維持管理費の節減と安定的な用水供給により、農業経営の安定化を図ります。

町単土地改良事業 (④)

土地改良事業による農業施設の整備を行うことで、施設機能の維持、保全及び回復を図ります。

③ 地産地消の促進を図ります

- ・地域住民や観光客が地元の新鮮で安全・安心な農産物を手に入れられるよう地産地消の生産・販売システムの構築を促進するとともに、産地直売について充実を図っていきます。
- ・子どもたちが「食」に関心を持ち、「食」を通じて健全な心身が育まれるよう地域の「食」と「農」への理解を深める教育や交流の機会を充実させ、地元農産物が学校給食等で活用されるよう農業の振興を図ります。

④ 農地、農村環境の保全に努めます

- ・農業の持続的発展と農地の多面的機能を維持、向上させるため、優良農地の保全を図るとともに、農業基盤や楠根ためなど地域が受け継いできた農村環境を維持、向上できる体制づくりを促進します。さらに取り組みが全町に広がるよう、国、県の支援制度を活用し、施設の長寿命化を図り、地域組織の強化を促していきます。
- ・山間部などに耕作放棄地が増加しないよう地域農業者と情報共有を図り抑制に努めます。

⑤ 有害鳥獣対策の促進を図ります

- ・鳥獣等による被害を防止するため、地域ぐるみによる進入防止柵設置や捕獲活動等に対する支援を行うことと合わせて、森林の適正整備を促進し、野生生物が集落に近づくことを防ぎます。
- ・捕獲数が増大する有害鳥獣については、町猟友会と連携を図りながら、個体数の調整を実施していきます。

⑥ 森林資源の管理、活用に努めます

- ・森林が持つ公益的機能や生物多様性を維持するため、森林の荒廃が災害につながることを認識しつつ森林施業の条件整備等への支援に努めるとともに、間伐材など森林資源を活用した取り組みを進めます。
- ・意欲のある林業経営者が、多数の所有者と長期的かつ一括した契約による森林の経営管理を行えるよう支援し、経営規模拡大につなげるなど、林業経営の活性化を図ります。同時に所有者不明森林の整備に努めます。

多面的機能支払交付金事業（④）

「農」の持つ多面的機能を有効利用した農業者と非農業者も含めた地域共同の取り組みと農業用施設の長寿命化のための活動を支援します。

耕作放棄地再生活動支援事業（④）

農地の有効利用と安定した農業経営を行うため、耕作放棄地等の再生を進めます。

有害鳥獣対策事業（⑤）

ニホンザル、ニホンジカ、イノシシなどの被害防止対策として猟友会への委託等を行い、有害鳥獣捕獲や追払活動を実施するとともに、農業者や地域ぐるみで設置する侵入防止施設等にかかる経費に対し助成することで、農林業振興につなげます。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業（⑥）

みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、ナラ枯れ対策等状況に応じた森林整備を行い、災害の未然防止と被害軽減を図ります。

森林経営管理事業（⑥）

適切な経営管理が行われていない森林について、森林経営管理制度に基づき、森林所有者と林業経営者をつなぎ、適切な森林の維持管理により土砂災害等の発生リスク低減を図ります。

その他関連する主な事業等

- ・中学校給食事業（③）※小学校給食も関連
- ・基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業（ため池整備）（④）
- ・危険樹木事前伐採事業（⑥）



活力を生み出す商工業の振興

施策の方向

主な取り組み

① ニーズに合った商業の展開を図ります

- ・大型店舗とのすみ分けを図りながら、消費者の満足度を高める商業を展開するため、地域コミュニティの核となり得る商店街の整備や顧客サービスの展開を促進するとともに、利活用が可能な空き店舗等については、改装、改修等の支援を行う等環境整備を推進します。

商工業振興促進事業（①）

商工業の成長、発展と地域の活性化を促進させることを目的とし、商品、サービスの企画、開発、加工及び販路拡大等生産段階から販売までの取り組みや、地域資源を活用した交流人口の拡大の取り組み等を総合的に支援します。

② 商工業経営基盤の強化を図ります

- ・商工業者の経営基盤強化のため、その意識高揚や相談、指導の役割を担う商工会活動の支援を図ります。
- ・産業間のつながりによる地域経済の活性化に向けて、商工会が中心となった町内産業団体相互の連携、交流活動を促進します。
- ・萬古焼などの地場産業の振興に向けては、周辺市町と連携しながら、情報発信や支援の充実を図ります。

湯の山温泉街空き店舗開業支援事業(①)

湯の山温泉街の活性化を図ることを目的とし、湯の山温泉街の空き店舗で開業するために必要な改修等に要する経費を町が一部補助することで、空き店舗の有効活用を図ります。

③ 企業立地の支援を図ります

- ・新名神高速道路菰野インターチェンジ開設による各方面への飛躍的な交通アクセス向上を活かし、雇用の確保に向けて菰野インターチェンジ西側の工業団地造成を支援するなど、企業進出を促進します。
- ・県や周辺市町と連携して情報収集に努めるとともに、立地企業のネットワーク化などの支援策を推進します。

菰野町商工会の活動支援（②）

商工業者の経営改善を図ることを目的とし、特に小規模事業者を中心とした事業所の経営相談等に対応する商工会の活動を支援します。

その他関連する主な事業等

- ・土地区画整理事業支援事業（③）
- ・企業立地支援事業（③）